

訪問介護

鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業

肝付町介護予防・日常生活支援総合事業

**訪問介護事業所かみの  
重要事項説明書**

ご利用者様氏名

様

## 1、事業所経営法人

法人名 株式会社あらまん家  
法人所在地 鹿児島県鹿屋市吾平町麓 5548番地2  
電話番号 0994-45-5160  
FAX番号 0994-45-5360  
設立年月日 平成28年 1月 21日

## 2、事業者の概要

### (1) 事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	訪問介護事業所かみの
介護保険指定番号	4670302324
所在地	鹿児島県鹿屋市吾平町麓 1621番地1
管理者の名前	有馬 理文
電話番号	0994-45-5160
FAX番号	0994-45-5360
サービス提供地域	[訪問介護] 鹿屋市、肝付町、錦江町、東串良町 [総合事業] 鹿屋市、肝付町

### (2) 営業時間

営業日	月曜日～金曜日
受付時間	午前9時00分～午後3時30分
定休日	土曜日、日曜日、祝祭日
サービス提供時間	年中無休、午前7時00分～午後8時00分

※ サービスについての相談は、24時間連絡が取れる体制です。

### (3) 職員体制

従業者の配置に関しては、指定基準を遵守しています。

職種	資格	人数
管理者	介護福祉士	1名 (サービス提供責任者と兼務)
サービス提供責任者	介護福祉士	2名以上
訪問介護員	介護職員実務者研修修了者 介護職員初任者研修修了者 訪問介護員2級課程修了者以上	2名以上

## 3、サービス内容

当事業所は、利用者の家庭に訪問し、介護保険給付の対象となるサービスを提供します。

以下のサービスについて、利用者の要介護及び要支援に応じたサービス料金から介護給付費額を除いた金額(1割または2割の負担額)をお支払いいただきます。

※サービス料金は、利用されたサービス及び利用回数によって異なります。

### ① 身体介護

入浴・排泄・食事等の支援を行います。

### ② 生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の支援を行います。

## 《サービスの概要》

### ○身体介護

食事や入浴、排泄など

利用者の身体に直接触れる介護サービス

※身体介護のサービスを受けられる方

本人が食事や入浴などの生活動作ができず、介助を必要とする場合に、世帯や家族の状況に  
関わらず、利用できます。



上記の支援のほか、自立を支援する目的で、入浴の見守りをすることや、本人とヘルパーと一緒に調理することも「身体介護」に含まれます。

### ○生活援助

利用者本人が主に利用する居室の掃除・本人の衣類の洗濯・本人のための調理など、日常生活の援助

※生活援助のサービスを受けられる方

本人が一人暮らしで身体状況などにより自分で家事が困難な場合や、同居する家族等が障害や疾病等、または同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合に利用できます。



## 《訪問介護利用の際の注意点》

以下の内容は、訪問介護では対象になりません。

- ① 利用者本人以外のための行為
- ② 訪問介護員が行わなくとも日常生活に支障がないと判断される行為
- ③ 日常的に行われる家事の範囲を超える行為



## 《訪問介護員についての注意点》

訪問介護員による医療行為は認められていません。本人や家族できる行為であっても、訪問介護員は基本的に行うことができません。医療行為が必要な場合は、必ず担当のケアマネジャーと相談を行ってください。

## 4、利用料金

### ①訪問介護サービス料金（要介護1から要介護5）

それぞれの訪問介護サービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）までの、1回の料金は次の通りです。【特定事業所加算II→単価10%増の単価で記載】

区分	提供時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	90分以上 30分ごとに加算
身体介護	利用料金	1790円	2680円	4260円	6240円	900円
	1割負担	179円	268円	426円	624円	90円
	(2割負担)	358円	536円	852円	2148円	180円

区分	提供時間	20分以上 45分未満	45分以上	身体介護に引き続き生活援助を行う場合、下記の金額を加算します。
生活援助	利用料金	1970円	2420円	・20分以上 : 72単位
	1割負担	197円	242円	・45分以上 : 143単位
	(2割負担)	394円	484円	・70分以上 : 215単位

※1回の訪問において身体介護及び生活援助が混在する訪問介護を行う必要がある場合は、居宅サービス計画や訪問介護計画の作成に当たって、適切なアセスメントにより、あらかじめ具体的なサービスの内容を「身体介護」と「生活援助」に区分してそれに要する標準的な時間で

位置づけることとし、「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを基準に、所要時間が20分から起算して25分を増すごとに66単位(198単位を限度とする)として「身体介護」と「生活援助」を組み合わせて計算されます。

②鹿屋市(肝付町)介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス料金 (要支援1、要支援2) それぞれの訪問型サービスについて、平常の時間帯(午前8時から午後6時)までの料金は次の通りです。

区分	サービス利用料金 (1ヶ月につき)	利用者負担額 (1ヶ月につき)	
訪問型サービス費(Ⅰ) ※週に1回程度訪問する場合	11760円/月	1割負担	1176円/月
		2割負担	2352円/月
訪問型サービス費(Ⅱ) ※週に2回程度訪問する場合	23490円/月	1割負担	2349円/月
		2割負担	4698円/月
訪問型サービス費(Ⅲ) ※週に3回程度訪問する場合	37270円/月	1割負担	3727円/月
		2割負担	7454円/月

◎ 1週間当たりの標準的な回数で定める事が出来ない場合

訪問型サービス費(Ⅳ) ※標準的な内容の指定相当訪問介護の場合	2870円/回	1割負担	287円/回
		2割負担	574円/回

生活援助が中心である場合

訪問型サービス費(Ⅴ) ※所要時間20分以上45分未満の場合	1790円/回	1割負担	179円/回
		2割負担	358円/回
訪問型サービス費(Ⅵ) ※所要時間が45分以上	2200円/回	1割負担	220円/回
		2割負担	440円/回
短時間の身体介護が中心である場合	1680円/回	1割負担	168円/回
		2割負担	336円/回

- サービスに要する時間は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。
- 平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
  - ・夜間(午後6時から午後10時まで) : 25%
  - ・早朝(午前6時から8時まで) : 25%
  - ・深夜(午後10時から午前6時まで) : 50%
- 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。
  - ・利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
  - ・暴力行為、迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
  - ・利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる場合

- その他加算に関わる料金をいただきます。

初回加算	新規計画を作成し、初回訪問介護実施時に、サービス提供責任者自身が訪問介護又は同行訪問をした場合	加算額	
		1割負担	200円/月
		2割負担	400円/月
令和6年5月31日まで	介護職員処遇改善加算 介護職員 特定処遇改善加算 介護職員等 ペースアップ等支援加算	職員の資質向上の取り組み、雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを行っている事業所	
		加算額 利用料金の13.7%	
上記期間以降	介護職員等処遇改善加算	介護現場で長く活躍してきた職員の賃金向上を通じて、介護業界の処遇改善を図るため加算	
		加算額 利用料金の6.2%	
	緊急時訪問介護加算	コロナ克服新時代開拓の為、経済対策による介護職員処遇改善臨時特例交付金に代わる加算	
		加算額 利用料金の2.4%	
	介護職員等 緊急時訪問介護加算	令和6年度報酬改正より、上記3つの加算が介護職員等処遇改善加算に一本化されました。	
		加算額 利用料金の24.5%	
		加算額 1割負担 100円/回 2割負担 200円/回	

※ 居宅サービス計画に位置づけられていない訪問介護（身体中心に限る）であり、要請から24時間以内に行ったもの。原則としてケアマネが必要であると判断すること。

- 介護保険からの給付額に変更が合った場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

#### ○ 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

- ・ 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね 50 km未満 100円
- ・ 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね 50 km以上 250円

#### 5、料金のお支払い方法

料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、指定期日までに下記いずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- ・ 事務所窓口による現金払い
- ・ 指定口座から振替(自動引き落し)※土日祝日は翌営業日

#### 6、利用の中止、変更、追加

- ・ 利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。
- ・ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○ 利用予定日の前日午後5時30分までに申し出があった場合は、無料

- ◎ 利用予定日の前日午後5時30分までに申し出がなかった場合は、キャンセル料(750円)をいただきます。
  - サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する時間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。
- ## 7. サービスの利用に関する留意事項
- サービス提供を行う訪問介護員  
サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。  
サービス提供にあたり場合によっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。
  - 訪問介護員の交替
    - ① 利用者からの交替の申し出  
選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。
    - ② 事業者からの訪問介護員の交替の都合により、訪問介護員を交替することがあります。  
訪問介護員を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
  - サービス実施時の留意事項
    - ① 定められた業務以外の禁止  
利用者は「3、サービス内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
    - ② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
    - ③ 備品等の使用  
訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。
    - ④ サービス内容の変更  
サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。
    - ⑤ 訪問介護員の禁止行為  
訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。
      - (1)医療行為
      - (2)利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
      - (3)利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
      - (4)飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
      - (5)利用者もしくはその家族等に対しての宗教活動、政治活動、営利活動
      - (6)その他利用者もしくはその家族等に対する迷惑行為

## 8、サービス実施の記録について

- ・本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでも申し出ください。なお、訪問介護計画・サービス提供後との記録は、サービス提供日より5年間保存します。
- ・本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適正に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

## 9、秘密の保持

- ・当事業所は、業務上知り得た利用者またはそのご家族の秘密を厳守いたします。
- ・当事業所は、従業者であったものから、業務上知り得た利用者または家族の秘密が漏れる事のないよう官吏を徹底いたします。
- ・当事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、文章にて利用者またはそのご家族からの同意をいただきます。

## 10、個人情報の保護

- ・利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。
- ・個人情報の取り扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適正かつ迅速に対応するものとする。

## 11、損害賠償について

- ・当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。  
ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を確認して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

## 12、事故発生時の対応等

- ・サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 13、緊急時の対応について

- ・サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医 : 氏名、所属医療機関名等・所在地・電話番号（勤務先及び携帯）

家族等連絡先 : 氏名及び続柄、住所、電話番号（自宅、勤務先及び携帯）

#### 14、相談・苦情等の受付について

- 当事業所における苦情の受付およびサービス利用等のご相談

サービスに対する意見や苦情、利用料のお支払いや手続などサービスに関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受付けます。

○ 相談受付担当者 : 有馬 理文

受付時間 : 月曜日 ~ 金曜日 8時45分 ~ 16時00分

電話番号 : 0994-45-5160

FAX 番号 : 0994-45-5360

- 各行政相談機関

○鹿児島県大隅地域振興局 介護指導係 0994-52-2122

○鹿屋市保健福祉部高齢福祉課 介護福祉係 0994-31-1116

○肝付町高齢福祉課 介護保険係 0994-65-8413

○錦江町役場 介護福祉課 0994-22-3043

○東串良町 福祉課 0994-63-3103

この重要事項説明書は、令和6年4月1日より施行します。

「訪問介護」サービスの提供開始に際し、本書面に基づき説明を行いました。

訪問介護事業所かみの 管理者 有馬 理文 契約担当者 (氏名) 有馬 理文 ( )

株式会社ありまさん家

代表取締役 有馬 理文

私は、本書面に基づいて事業者から説明を受け、「訪問介護」サービスの提供開始に同意し、本説明書を受領いたしました。

同意 交付年月日 令和 年 月 日

契約者住所

(利用者 氏名)

ご家族様記入欄

①家族住所

(家族氏名)

(続柄) ( )

②家族住所

(家族氏名)

(続柄) ( )

③家族住所

(家族氏名)

(続柄) ( )